

「18歳選挙」が始まります

久慈市選挙管理委員会事務局 ☎52-2111(内線472)

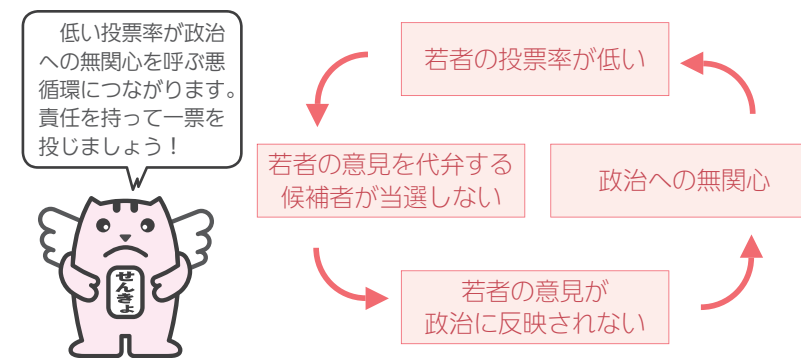
公職選挙法の一部改正により、選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられます。これに伴い、平成28年6月19日以降に公示される国政選挙から、新たに18歳・19歳の人たちが有権者として投票できるようになります。

少子高齢化が進む中、将来を担う若者の力をどのようにして政治に反映させていくのかが、これからの日本を考える上で大切です。いよいよスタートする18歳からの選挙、新たに有権者になる人も、そうでない人も、より良い未来を築くため一緒に考えてみませんか？



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

選挙権年齢が「18歳以上」に
私たちの意見を政治に反映させるために、私たちの代表を選ぶ「選挙」。選挙に参加し投票できる権利を「選挙権」といい、一定の年齢（選挙権年齢）に達した国民に選挙権が与えられています。
公職選挙法の一部改正により、この選挙権年齢が、これまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。



低い投票率が政治への無関心と呼ぶ悪循環につながります。責任を持って一票を投じましょう！

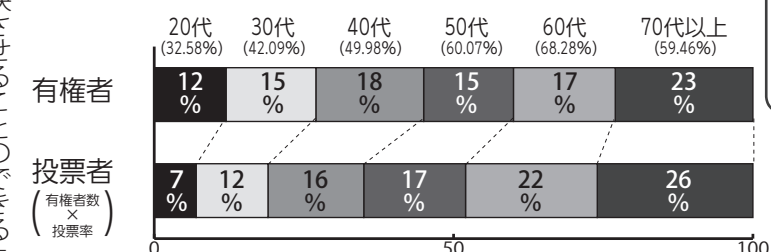


選挙権年齢の引き下げは、平成28年6月19日以降に公示される最初の国政選挙から実施。以降の国政選挙・地方選挙では、18歳、19歳の人たちも「有権者」として、投票できることとなります。

なぜ？選挙権年齢引き下げ
少子高齢化の進展により、高齢者の人口が増える一方で若い世代の人口が減少しています。このため、有権者数が少ない若い世代の意見が国や地方の政治に反映されにくく、結果となっていきます。
若い世代の意見を政治に反映させるため、より多くの若い人たちが選挙で投票できるように、国では選挙権年齢の引き下げを行いました。「18歳選挙権」により、新たに有権者となる18歳、19歳の人口は約240万人で全有権者の約2%。市内では約700人が、新たに有権者に加わるようになります。

若者の力を政治に反映!!
選挙は、私たち国民が主権者として「その意思を政治に

有権者と投票者の世代別構成比



若い世代は人口が少ないのに加え、投票率も低く若者の声が政治に反映されにくい状況です



総務省統計局人口推計（平成26年10月1日現在）及び第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月執行）の年代別投票率を基に算出

Caution!

選挙運動に要注意!

- ◆選挙運動ができるのは 公示・告示日から投票日前日まで
- ◆満18歳未満は選挙運動ができません

有権者になると、特定の候補者に対する投票や応援を働きかける「選挙運動」が可能となります。悪質な選挙違反に関わった場合、未成年者であっても、保護処分ではなく刑事処分の対象となる可能性があります。

SNSでのリツイートやシェアなど、気軽に出来る行動も選挙運動に該当します。「つい」「うっかり」で公職選挙法違反とならないように十分注意しましょう。

インターネットを活用した運動も可能!

- 友人・知人に直接投票や応援を依頼
- 電話を使った選挙運動
- 選挙運動メッセージをインターネット上に書き込む。またはSNSなどで広める
- 選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿

- *1 ホームページ・ブログ・掲示板など
- *2 twitter・Facebook・Line など
- *3 Youtube など



- ×電子メールを使った選挙運動 *4
- ×戸別訪問による選挙運動
- ×飲食物の提供 *5
- ×署名運動
- ×買収（有権者にお金を贈ったり飲食等でもてなしたりすること）

- *4 候補者・政党等は可能
- *5 通常用いられる程度のお茶菓子は除く

次に該当する運動は禁止されています!



もっと知りたい! 選挙のこと

市選挙管理委員会では、選挙権年齢引き下げに関する新有権者向けのパンフレットやチラシなどを配付しています。希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

また、市ホームページや市選挙管理委員会フェイスブックなどでも随時情報を発信していきます。こちらもぜひご覧ください。

久慈市ホームページ
<http://www.city.kuji.iwate.jp/>

市選挙管理委員会 Facebook
<https://www.facebook.com/senkyo.kuji>

総務省「18歳選挙」
<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>

大切な一歩です。今こそ、若者の力を久慈市、そして日本の未来のために生かしていきましょう。

投票する際の注意点
投票は「一人一票」。そして「投票日に」「投票所で」行うことが原則です。
有権者には、投票日前に投票所入場券などが送付され、投票日や投票所が案内されます。なお、万が一入場券を忘れた場合でも、「選挙人名簿」に登録されていれば投票することが出来ます。

投票所内では、秘密保持に つとめ、他人の投票内容を見たり、自分の投票用紙を見せたりしてはいけません。また、声を出して候補者の氏名を言ったり、話し合ったりせず、ルールやマナーを守り投票することを心がけましょう。

また、仕事やレジャーで投票日当日に投票所に行くことができない人は「期日前投票」や「不在者投票」が利用できます。「都合がつかないから、投票しなくていいや」と棄権することなく、責任を持って一票を投じましょう。

これまで、子どもの投票所への入場は、やむを得ない特別な事情がない限りは認められていませんでした。今回の公職選挙法の一部改正により、児童・生徒など選挙権を持たない18歳未満の人も、投票所への入場が可能となります。

ただし、投票用紙に書かれた名前を読み上げるなど、投票の秘密が守られなかったり、秩序を乱すと判断された場合、退出を求められることもあるので注意しましょう。

みんなで一緒に 投票所に行こう!!

投票所で待ってます!

